

# バイオマスボイラー・ユーザー協会 準備会 会則

(名 称)

第1条 本会は、バイオマスボイラー・ユーザー協会 準備会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、東京都港区浜松町 2-5-5 PMO 浜松町 13F の辻製油株式会社 東京事務所内に所在地を置く。

(目 的)

第3条 本会は、地球環境保全のため再生可能エネルギーの普及拡大を行うとともに、バイオマス熱利用の有用性を広めてボイラー(熱電併給含む)のマーケット拡大をめざすこと、燃料(木質など)の安定供給をめざすこと、ユーザーサイドの視線をもって健全な業界の発展をめざすことを目的とし、産業創造、雇用創出、森林・林業再生など、地域の活性化に資する活動を行う。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バイオマス熱利用の普及・拡大事業。
- (2) 調査研究事業。
- (3) 政策提言事業。
- (4) 広報・宣伝事業。
- (5) その他、バイオマスボイラー・マーケット拡大に資する事業。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する団体、企業、個人は、本会の会員となることができる。

- 2 入会手続き及び会員種別等は、役員会により別途定める。
- 3 会員は、退会届を役員会に提出して、任意に退会することができる。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1 名。
  - (2) 幹事 3 名以上、10 名以内。
  - (3) 監査役 1 名以内
- 2 代表幹事は、本会を代表し、本会の運営を行う。
  - 3 幹事は、代表幹事と共に、役員会を構成し、代表幹事を補佐して、本会の運営を行う。
  - 4 監査役は、会計監査を行い、その結果を総会へ報告する。

(総 会)

第7条 本会は、毎年 1 回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2 総会では、次の事項について審議する。
  - (1) 会則の変更。
  - (2) 解散及び合併。
  - (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬の決定。
  - (4) その他運営に関する重要事項。

第8条 総会は、代表幹事が招集し、会員の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて、代表幹事が招集し、本会の運営について協議する。

(会費)

第10条 会員は、会費を納入する。

2 設立当初の会費は、無料とする。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、初年度は、2024年6月1日より2025年3月31日までとし、以降は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 本規約は、総会出席者の3分の2以上の承認によって変更される。

(細則)

第13条 本規約に定めるもののほか、運営上必要な細則は、別途役員会で定める。

[付則]

1 この会則は、本会の設立日である2024年6月1日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表幹事	辻 保彦	
幹事	安藤 慎純	
幹事	武内 賢二	
幹事	梶山 恵司	
幹事	谷渕 庸次	
幹事	泊 みゆき	
幹事	杉浦 英世	* 事務局担当